

国選付添人制度拡充への理論的課題

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/14758>

出版情報 : 自由と正義. 60 (1), pp.59-68, 2009-01-01. Japan Federation of Bar Associations
バージョン :
権利関係 : (c) 日本弁護士連合会 無断転載を禁止します



特集 2

少年事件付添人制度の拡充に向けて

日弁連は、2007年11月、浜松市で開かれた人権擁護大会において少年事件における「全面的な国選付添人制度の実現を求める決議」を採択した。この決議の特徴は、国に対しその実現を求めるだけでなく、その実現のためのプロセスとして、全弁護士会に対し当番付添人制度の導入を呼び掛けている点にある。そして、日弁連は、2008年12月に開催の臨時総会において、この浜松決議を財政的に裏付ける「少年・刑事財政基金のための特別会費の徴収」を圧倒的多数の賛成で可決した。本特集は、国選付添人制度拡充への理論的根拠を提示するとともに、当番付添人制度の全国実施に向けた指針をこれまでの実践活動から学び取るために企画されたものである。本特集により、当番付添人制度への理解と協力が深まることを願ってやまない。

国選付添人制度拡充への理論的課題

九州大学大学院法学研究院准教授

武内 謙治 *Takeuchi, Kenji*

- I はじめに
- II 国選付添人制度は十分か
- III 国選付添人制度はなぜ拡充が必要か
- IV むすびにかえて

I はじめに

2000年に創設された国選付添人制度は、対象範囲を徐々に拡大してきた。しかし、その創設と対象範囲の拡大は、3度にわたる少年法の大改正の一環として行われたという側面ももつ。少年司法制度が厳罰化要求や被害者問題の前で揺らいでおり、また子どもの主体的な自立援助

という共通項をもって戦後の出発点に立った少年司法と児童福祉の関係性が変化させられているのだとすれば、国選付添人制度に関する議論も次のふたつの問題に直面していることになる。第一に、果たして、この間の少年司法制度の大改革に見合うほどに、国選付添人制度は少年の権利保障にとって十分なものになっているかという問題である。そして第二に、その拡充が必要であるとして、それはいかなる根拠によるのか、それは少年司法制度のどのような性格から要請されるのかという問いである。

本稿では、現在の日本の国選付添人制度が十分なものか否か、不十分だとすればいかなる根拠からその拡充が図られるべきなのか、その理論的課題を検討する。

II 国選付添人制度は十分か

1 国選付添人制度の枠組み

国選付添人制度の枠組みをみておこう。2000年の第一次改正法で創設されたのは、検察官の審判関与事件と検察官の抗告受理申立が認められた事件を対象とする必要的な国選付添人制度である(少年法第22条の3、第32条の5)。前者は、非行事実認定のために行われる検察官の審判関与とのバランスを考慮したものとされる。後者は、検察官により抗告受理申立が高等裁判所に容れられたことが前提とされており、家庭裁判所の判断が少年にとって不利益方向に変更される可能性があることから認められたものである。

2007年の第二次改正法では、観護措置に着目し、裁判所の裁量にかからせる形で、制度の対象範囲が拡大されている。すなわち、検察官関与の要件とも重なる一定の結果が重大な犯罪少年・触法少年事件で、いわゆる収容観護の措置がとられているものについて、「事案の内容、保護の有無その他の事情を考慮」した上で、裁判所が裁量で付添人制度をつけることができるよう、制度設計された(少年法第22条の3)。

2008年の第三次改正法では、被害者の審判関与と関連づける形で、国選付添人制度の対象が広がられている。すなわち、犯罪少年・触法少年事件で、故意の犯罪行為による被害者死傷事件や刑法211条(業務上過失致死傷罪等)の罪に触れるものについて被害者の審判傍聴を許すためには、家庭裁判所はあらかじめ弁護士付添人の意見を聴かなければならず(少年法第22

条の5第1項)、少年に弁護士付添人が選任されていないとき、家庭裁判所は弁護士付添人を付さなければならないものとされた(同第2項)¹⁾。

2 国選付添人創設と対象範囲拡大の意義

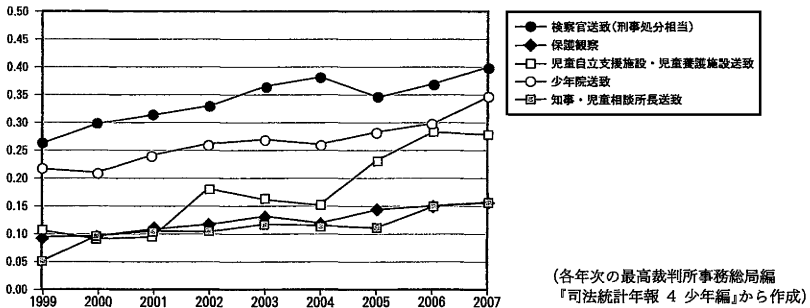
国選付添人制度の創設とその対象範囲の拡大は、今日までの弁護士付添人活動の蓄積が結実したという意味においても、また弁護士付添人活動の財政基盤の安定という効果を考えても、小さくない意義をもつ²⁾。

第二次・第三次改正による対象範囲の拡大は、理論史のなかでみても重要な意味を帯びる。これまで国選付添人制度実現の障壁となってきたふたつの議論が、これにより克服されうる契機があるからである。ひとつは、弁護士付添人選任の公的保障は検察官の審判関与と一体のものであるはず、あるいはそうあるべきものであるとの主張である。もうひとつは、家庭裁判所は人間行動科学の専門家であり、ソーシャル・ケースワークを職責とする調査官を擁しているから、少年保護手続において「健全育成」の新たな担い手を公的に保障する必要はないというものである。前者の議論についていえば、第二次改正による国選付添人制度の対象範囲の拡大は、観護措置をメルクマールとしたことで、検察官の審判関与の枠組みから外れている。検察官関与の範囲と必ずしも重なるわけではない被害者の審判傍聴が問題になる局面で対象範囲を拡大した第三次改正で、このことはより一層明らかになっている。他方、後者の議論も立法を裏づける議論としては排されたといえる。第二次改正法にかかわる法制審議会では、弁護士付添人選任による審判結果に対する少年の納得や適切な処遇選択への期待が述べられ、少年の

1) もっとも、少年及び保護者が必要としない旨の意思を明示した場合は例外とされている(同第3項)。

2) 法律扶助の財政上の理由から公正さや平等性への配慮が働き、結果として扶助的付添人の範囲が対象範囲に限られざるをえなかった側面があることについては、守屋 1998 : 353-54を参照。

図1 終局処分別弁護士付添人選任率



行状や環境等に関する資料収集や環境調整への期待が指摘されている³⁾。

3 制度設計の問題点

(1) 終局処分と弁護士付添人の選任

しかし、立法経緯からも示唆されるように⁴⁾、国選付添人制度の創設とその対象範囲の拡大は、少年司法の根本にかかわる制度改革に伴う最低限の手当の色彩が強い。第一次・第三次改正に顕著にみられるように、国選付添人制度は、実質的にみて少年と対立する者の審判関与とのかかわりでなお構想されている。また、触法事件については妥当しないとはいえ、観護措置をメルクマールとする第二次改正による拡充も、可能な限り事後的に検察官関与の網がかけられるように制度設計されている。そのために非行名を基準として対象範囲に無理に絞りがかけられており、そこから様々な問題が生じている。問題点を絞り、具体的にみてみることにしよう。

まず、家庭裁判所の終局決定に着目してみれば、現在の制度設計では、少年院送致や検察官

送致がとられる事件の多くが国選付添人制度の対象にならない。

少年院収容の内訳は、窃盗37.4%、傷害19.7%、恐喝7.4%、強盗致傷6.2%、虞犯3.6%、覚せい剤取締法違反3.3%、強盗2.4%、毒物及び劇物取締法違反2.3%、住居侵入2%などとなっている⁵⁾。このうち国選付添人制度の対象になりうるのは覚せい剤取締法違反の一部(営利目的の輸出入など)と強盗(致傷)のみである。刑事処分相当による検察官送致の内訳は、窃盗21.6%、傷害11.2%、強盗7.6%、強盗致傷6.7%、集団強盗6.2%、覚せい剤取締法5.1%、傷害致死3.9%、道路運送車両法3.4%、殺人(死亡させた罪)2.8%、強盗致死2.2%、恐喝2%などとなっている。検察官送致をみる場合でも内訳として大きな割合を占める非行が国選付添人制度の対象から外されることになる。

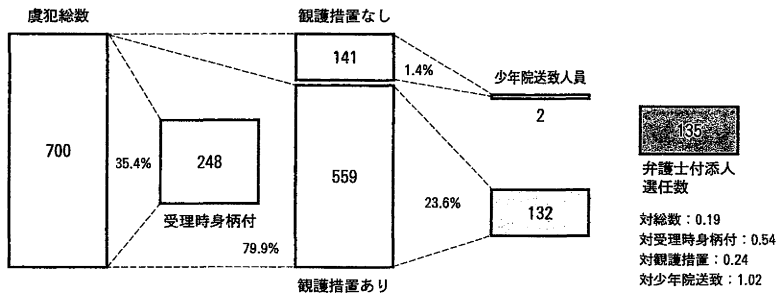
終局処分別に弁護士付添人選任率の経年変化をみた場合、身体拘束を伴う処分や刑事処分相当による検察官送致の場合におけるその選任率は確かに増加傾向にある(図1)。それでもなお、検察官送致で39.9%、少年院送致で34.8%の

3) 法制審議会少年法(触法少年事件・保護処分関係)部会第5回会議(2005年1月7日)議事録を参照。

4) 第二次改正による国選付添人制度の対象範囲の拡充は、法務大臣による法制審議会に対する当初の諮問内容には含まれておらず、法制審議会による「少年保護手続に係る調査手続等の整備に関する要綱(骨子)」の附帯決議に急遽盛り込まれたものであった。また、第三次改正によるそれは、国会の衆議院法務委員会における修正案で入ったものであった。

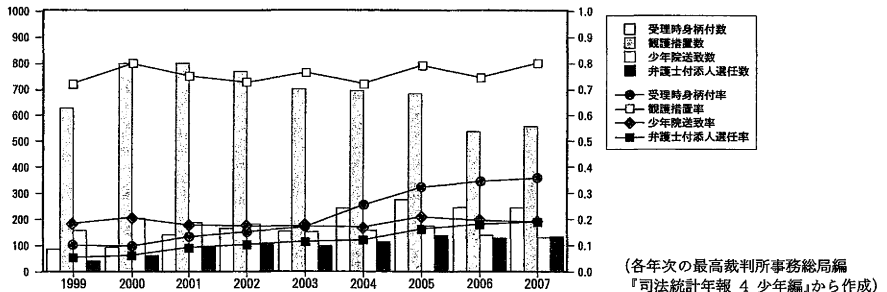
5) 最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編 平成19年』法曹会(2008年)から算出。とくに断りのない限り、本稿で掲げる数値は2007年のものである。

図2 虞犯事件の処理(2007年)



(最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編 平成19年』法曹会(2008年)から作成)

図3 受理時身柄、観護措置、弁護士付添人選任数・率(虞犯)



(各年次の最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編』から作成)

選任率にとどまっているのは、この制度設計上の問題が少なからず影響していると考えられる⁶⁾。

(2) 身体拘束処分と弁護士付添人の選任

次に、身体拘束処分を中心に家庭裁判所の事件処理に焦点をあててみる。虞犯を例としてその処理をみてみよう。

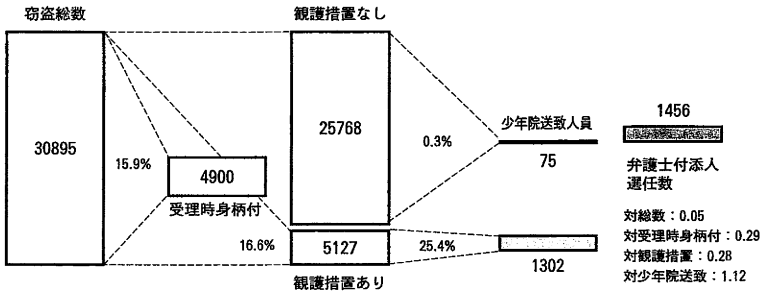
非行名が虞犯とされた終局人員700のうち家庭裁判所が事件を受理した段階ですでに身体が拘束されていたのは35.4%である。また、終局人員中の79.9%が観護措置をとられている。このうちの23.6%が終局処分として少年院に送致されている。他方、観護措置をとられていないもののうち少年院送致が選択されたの

は1.4%にすぎない。それに対し、弁護士付添人が付された人員は135(終局人員中19.3%)であり、これは、受理時身柄付、観護措置、少年院送致の人員の各々を1とした場合、順に0.54、0.24、1.0に値する(図2)。少年院送致と弁護士付添人選任があった人員はほぼ同じであるが、2006年までは前者が後者を上回っている(図3)。受理時身柄付や観護措置に比べれば、弁護士付添人の選任は、現在でもなおごくわずかな数にとどまっている。

数値の違いこそあるものの、こうした事件処理の基本的な構造は窃盗や傷害の処理をみる場合にも大きな変化がない(図4-図7を参照)。

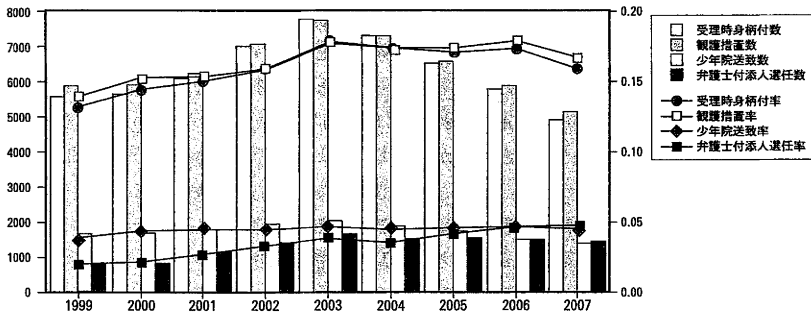
6) ちなみに、2001年から2007年までの期間、国選の弁護士付添人が付された人員は、3、4、9、1、5、3、47となっている。

図4 窃盗事件の処理(2007年)



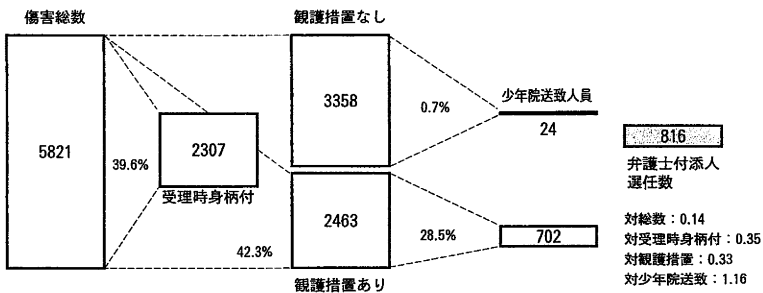
(最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編 平成19年』法曹会(2008年)から作成)

図5 受理時身柄、観護措置、弁護士付添人選任数・率(窃盗)



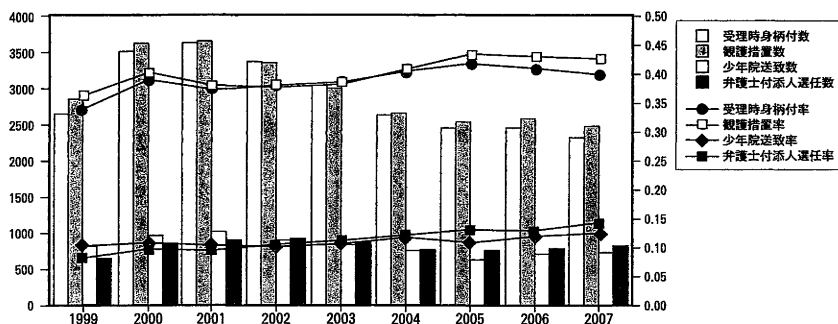
(各年次の最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編』から作成)

図6 傷害事件の処理(2007年)



(最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編 平成19年』法曹会(2008年)から作成)

図7 受理時身柄、観護措置、弁護士付添人選任数・率(傷害)



(各年次の最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編』から作成)

いずれの場合も、弁護士付添人選任数・率は、2000年代に入り少年院送致数・率をわずかに上回ってはいるものの⁷⁾、受理時身柄付数・率や観護措置数・率と比べた場合、著しい隔たりがある。また、最終的に少年院送致が選択された割合は観護措置がとられた場合の方がはるかに大きい。

こうした観察を踏まえれば、観護措置決定に関しては、それ自体が身体拘束処分であることに加えて——あるいは身体拘束処分の意味内容として——少なくとも次のふたつの側面をとらえて、その判断の公正さの担保方法が検討されなければならない。ひとつは、観護措置決定は、心身の鑑別という対象者の内面へと分け入る措置を許す判断でもあり、その意味での侵襲性を否定できないということである。後の処分決定に大きな影響を及ぼすものなのであればなおさら、当事者の納得を踏まえた主体的な関与を担

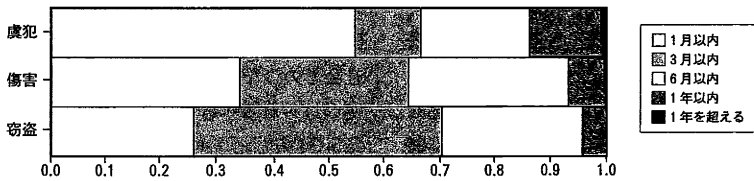
保できる手段が必要になる⁸⁾。もうひとつは、観護措置決定は、終局処分として少年院送致を選択させやすい処分であるということである⁹⁾。そのひとつの理由となりうるところの問題構造は、犯罪を構成しない虞犯の処理が端的に示しているように思われる。すなわち、虞犯や軽微な非行で少年院に送致されるのは要保護性の大きなゆえと理解できる。観護措置率の高さも要保護性把握への関心の高さを表していると理解できる。しかし、資質鑑別を行うための収容観護は身体拘束を伴うがゆえに、学校や職場といったなお残存している社会資源との関係を断ち切る側面をもつ。また、身体を拘束されている本人は環境調整を行いうる状況にないため、収容観護がとられることでかえって要保護性の解消が難しくなる側面がある。そのため、終局決定として施設収容処分である少年院収容が選択されている側面があるのではなかろうか。こう

7) 弁護士付添人選任は、窃盗では2005年から、傷害の場合には2002年以来、少年院送致をわずかに上回っている。

8) 心身鑑別が「未決」段階で行われることを考えれば、それは任意のものであると理解せざるをえない。にもかかわらず他方で、その拒否もが行動観察の対象になりうるという構造がある。このことを考え合わせる場合、個別具体的な措置にあたっての同意にとどまらず、すでに観護措置決定を行う時点から当事者の参加と納得が担保される必要が出てくるように思われる。この意味で、観護措置決定手続は審判でないがゆえに保護者・付添人出席権はないという形式的な理解(田宮/廣瀬2001: 149)には再検討の必要がある。

9) その少年院送致も、再非行を引き起こすリスクという点でいえば、たとえば保護観察など他の処分よりも有利なものではない。それを一概に対象者の資質の差に還元することはできない。

図8 窃盗・傷害・虞犯の審理期間(2007年)



(最高裁判所事務総局編『司法統計年報 4 少年編 平成19年』法曹会(2008年)から作成)

した皮肉な悪循環は、身体拘束中の無援助状態により引き起こされているといえる。

以上にみた観護措置にまつわる問題は、いずれの面を切り取っても、遅くとも観護措置決定時に少年の主体的な手続参加を援助し、また環境調整を行う者の関与が必要であることを示唆している。早期からの援助者の必要性は、少年事件の審理期間の短さからも根拠づけられる(図8)。

(3)被疑者国選弁護制度との齟齬

傷害や窃盗が国選付添人制度の対象に含まれていないことで生じるのは、終局処分や身体拘束処分とのアンバランスという問題だけではない。2009年5月から対象範囲が拡大される被疑者国選弁護制度との齟齬という問題も生じる。この点に関して、「元来、刑事手続と少年審判手続という目的・趣旨を全く異にする制度の下で、被疑者の刑事弁護人と少年付添人が異なるものであることは、自ずと明らか」であるとの指摘(酒巻 2005:33)もある。しかし、成人に対する刑事訴訟手続と少年保護手続の抽象的な比較であればともかく、同じ少年が係属する実質的には連続した手続について形式的な思考を貫徹させることは妥当ではない。確かに、少年事件は形式的には適用される法律を手続段階によって変えていく。しかし、^{メタモルフォーゼ}変態を遂げる少年手続の上にあるのは、当然のことながら同じ少年である。全件送致主義のもとですべての事件が必ず一度は保護手続へ移行するもので

ある以上、少年手続は一貫して少年が抱える問題解決に向けて進行していくものと理解すべきであり、援助の対象範囲が審判段階で狭くなることは不自然である。

よく知られているように、受理時身柄付事件では観護措置決定が行われやすい傾向にある(図5・図7)。先にみたように、観護措置は少年院送致の可能性を高める。勾留事件で国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所に事件送致された途端にその援助の手を離せることは、肝心の環境調整の問題を未解決のまま放置することになる。これでは、初期の段階で国選弁護が選任される意義も水泡に帰しかねない。

III 国選付添人制度はなぜ拡充が必要か

1 国選付添人制度の根拠

(1)制裁的機能論

以上にみたように、現在の国選付添人制度は、非行名により対象範囲の大幅な絞り込みを行うことで、終局決定や身体拘束処分との対比においてアンバランスな制度設計となっている。この点で、国選付添人制度はなお拡充する必要があるが、問題はその拠り所となる理屈である。未曾有の大改革のなかで少年司法制度の存在理

由自体が問われている現況では、その根拠について自覚的な議論が必要とされよう。

少年保護手続の制裁機能から弁護士選任権を根拠づける見解がある(佐伯 1996)。この見解は、「適正手続保障」が幅のある概念であることを指摘し、なぜ少年保護手続で刑事訴訟手続と同様の弁護士選任権が保障されなければならないのかを問うている。そのなかで、スティグマと自由の制約を科すという意味で前者が後者と「機能的同質性」をもつことが、少年手続において弁護士選任権が保障されなければならない根拠とされている。

この見解による場合、国選付添人制度の対象を国選弁護制度に合わせることは比較的容易かもしれない。しかし、それとひきかえに、少年司法制度の総体としての性格を変化させ、その福祉的機能をますます後退させることを覚悟しなければならないであろう。そのとき、少年司法で「適正手続保障」が実質的に機能しうるものなのかは疑わしい。またその前提で、弁護士付添人選任権の保障が強化されたとしても、窃盗や傷害の処理状況から窺える要保護性の解消と環境調整手段の拡大という課題は、結局のところ解決しえないように思われる¹⁰⁾。

(2) 手続参加権と社会とのつながりを切れない権利からの根拠づけ

家庭裁判所による現在の事件処理から窺われる課題と、歴史的に早い段階から指摘されてきた処遇決定に関係する適正手続保障の必要性という課題(田宮 1971: 200、守屋 1998:

172-181)、さらに子どもの人権構造に見合った権利保障という課題¹¹⁾を前にする場合、弁護士付添人選任権は、少年の手続参加権¹²⁾と社会とのつながりを切られない権利の脈絡で根拠づけられるべきである。前者は、憲法第13条・31条と北京ルールズ14.2に、後者は憲法第34条と子どもの権利条約第37条(d)、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則第18条に規範上の根拠をもつ。

この権利が制度として公的に保障されなければならないのは、たとえ一時的なものであったとしても、少年を社会と断絶させる措置は、少年の健全育成を理念として標榜する制度のもとで許容しがたいものであるからである。その危険性がある場合には当然にそれを回避するための措置が、やむをえず身体拘束が行われる場合にはその弊害を最小限に抑えるための措置が不可欠である。少年の教育や健全育成のための措置をとるがゆえに社会とのつながりを切断し、再接合を難しくすることは矛盾である。身体拘束処分と無援助状態との「アンバランス」は、当然に国家の責任で解消されなければならない。

この根拠による場合、最低でも、身体拘束が行われる場合は必要的に法的援助者を選任する制度が構築されるべきことになる¹³⁾。そのひとつの局面が、観護措置決定時である¹⁴⁾。この点に照らし合わせれば、現行の観護措置時の国選付添人選任時期に関する運用も課題をもつ。たとえば、「審判の手続に弁護士である付添人が関与する必要があるとき」(少年法第22条の3)

10) 保護処分を責任により基礎づけていくことがあわせて構想されるのであれば(佐伯 2001、佐伯 2008)、この問題は非行結果の軽微性や非難可能性の有無・強弱の問題としてとらえられ、刑事訴訟手続における不起訴処分などと同質の処理が構想されるのかもしれない。しかし、その場合に、少年司法制度の存在意義がどれだけあるといえるか、疑問が生じる。

11) 関係性に着目した人権構造の把握について、大江 2004をとくに参照。

12) 「人間としての子どもを尊重するなら当然、相談・参加の文脈が出てこざるを得ない」と、その前提として「子どもと接する基本的な態度」が問われていることについては、大江 2006a: 48、51をとくに参照。対話を基点とした、実践的・理論的試みとして、服部 2008を参照。

13) 手続参加権やその他の根拠づけによる制度構想も、もちろんこれと併存しうる。

14) この根拠づけから出発すれば、たとえば逮捕や保護観察時における遵守事項違反時の施設収容時に際しても、法的援助者の必要的な選任が求められる。同様の事柄は、児童福祉の分野でも考えることができる。

との文言がとられていることから「弁護士付添人を付する決定をするには、既に審判開始決定がされているか、少なくとも弁護士付添人を付する決定と同時に審判開始決定がされる必要がある」との理解(久木本/川淵/岡崎2007:55)も示されている。しかし、先にみた観護措置の性質を考えても、これでは不十分である¹⁵⁾。憲法第34条の要請を考えても¹⁶⁾、観護措置決定時に国選付添人の選任を可能にする運用が求められる。

2 弁護士付添人の役割

こうした構想に対しては、少年が社会とのつながりを断絶されないようにするために最も実効的な手段の保障ということであれば、法的援助の専門家である弁護士を選任する必然性はないのではないか、との疑問が生じるに違いない。手続参加権の保障を度外視すれば、理論上はその通りである。しかし、身体拘束処分がとられる際の退学・退職問題へのかかわりなどに代表されるように、現在の一般的な弁護士付添人活動を念頭に置く場合、実際には弁護士付添人による法的援助が少年と社会とのつながりを保持するためには有効であり、不可欠にもなっている¹⁷⁾。

このようにいうことは、弁護士付添人の複数選任¹⁸⁾や、法的援助の専門家である弁護士付添人に加えて社会的援助の専門家を選任できる制度¹⁹⁾を拒否するものでは、むしろない。むしろ身体拘束が社会現実としてもつ意味や環境

調整を視野に入れた国選付添人制度の構想は、これらの具体的な提案と親和的であり、相互に構想を発展させる契機を含む。

家庭裁判所や他の社会的援助の担い手との協働関係も含めて、弁護士付添人がどのような役割を果たすべきか、また、どこまで果たさなければならない役割なのかという当為をめぐっては、法曹倫理の問題も含めてなお検討を要する課題である。ただ、その役割を論じる際の出発点は少年との関係性に据えられるべきである。そのありようが、弁護士付添人と少年、少年と社会との間にある豊かな関係性を捨象するものであってはならないことは、確かであろう。

IV むすびにかえて

子どもの権利論の難しさは、他者との関係性を色濃くもつ「子ども存在」や「権利」の含蓄の豊かさに由来するともいわれる(大江 2006b:116)。子どもの貧困問題に端的に表されているように、子ども(まで)が社会から切り離され、生の空間からすら排除される現況にあるのだとすれば、少年司法に求められるのは、問題を個人に還元、単純化し、少年と他者や社会との関係性を捨象し、含蓄豊かな権利を自己決定に切り詰めることではあるまい。少年司法が少年(非行)を取り巻く社会矛盾の増幅を許すものではなく、また弁護士が社会のなかの自由の担い手であり、市民の身近で正義を紡ぐ存

15) 少年法第17条の「審判を行う必要があるとき」という文言が、審判開始決定を行う蓋然性があることと理解されており(田宮、廣瀬2001:144)、観護措置決定を行う際に審判開始決定がすでにおこなわれているか、少なくとも同時に行われる必要があるとは理解されていないことと対比しても、この解釈に必然性があるわけではない。

16) 収容観護が憲法第34条にいう「拘禁」にあたることについては、団藤/森田1984、138、平場 1987、185をともに参照。

17) 弁護士付添人活動の現実の効果に関しては、福岡県弁護士会子どもの権利委員会 2006、武内 2008を参照のこと。なお、弁護士付添人が「ソーシャル・ケースワークを全面的に行うわけではないことは当然のことである。

18) 否認事件において国選付添人の複数選任を原則とすべきとする提案については神谷 2002:30を参照。

19) 「市民的付添人」の構想については、葛野 2003:628を参照。

在²⁰⁾なのだとすれば、国選付添人制度の拡充は、理念としても現実においても少年法が子どものための法であり続けるために不可欠である。

参考文献

- 大江 洋(2004)『関係の権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房
- (2006a)「子どもの権利再考」都市問題研究 58巻2号40-53頁
- (2006b)「子どもの権利条約と子どもの権利」日本教育法学会年報35号116-124頁
- 川本隆史(2008)『共生から』岩波書店
- 久木本伸・川淵武彦・岡崎忠之(2007)「『少年法等の一部を改正する法律』について」家庭裁判月報59巻11号1-129頁
- 葛野尋之(2003)『少年司法の再構築』日本評論社
- 神谷信行(2002)『犯した罪に向きあうこと—少年事件非行の臨床2—』明石書店
- 佐伯仁志(1996)「少年保護手続における適正手続保障と弁護人の援助を受ける権利」法曹時報48巻12号1-35頁
- (2001)「少年法の理念—保護処分と責任—」猪瀬慎一郎・森田明・佐伯仁志編『少年法のあらた

- な展開』有斐閣35-54頁
- (2008)「少年法における責任能力」中谷陽二編『精神科医療と法』弘文堂63-83頁
- 酒巻 匡(2005)「触法少年及び虞犯少年に係る事件の調査と公的付添人制度の導入」ジュリスト1286号27-33頁
- 武内謙治(2008)「国選付添人制度の展望と課題」法政研究75巻1号204-162[F51-93]頁
- 田宮 裕(1971)「刑事政策の担い手とその役割(一)—法曹—」宮澤浩一・西原春夫・中山研一・藤木英雄編『刑事政策講座 第一巻 総論』成文堂181-374頁
- 田宮 裕・廣瀬健二編(2001)『注釈少年法[改訂版]』有斐閣
- 団藤重光・森田宗一(1984)『新版 少年法[第二版]』有斐閣
- 服部 朗(2008)「少年司法における対話」『刑事政策学の体系—前野育三先生古稀祝賀論文集—』法律文化社133-151頁
- 平場安治(1987)『少年法[新版]』有斐閣
- 福岡県弁護士会子どもの権利委員会(2006)『少年審判制度が変わる—全件付添人制度の実証的研究—』商事法務
- 守屋克彦(1998)「少年審判の処遇決定過程と適正手続」『現代の非行と少年審判』勁草書房

20) このようにいうことは、ケアの倫理を視野に入れることを拒絶するものでは、もちろんない。むしろ少年司法制度とその従事者の役割は、正義のみならずケアの倫理(と両者の関係性)を視覚に入れてこそ的確に位置づけられえよう。ケアの倫理をめぐる見取り図として川本2008:33-46をとくに参照。